

第19回環境保全型農業推進コンクール実施要領

1 趣旨

有機農業をはじめとする環境保全型農業の確立を目指して意欲的に経営や技術の改善に取り組み、多面的機能の発揮等の農村環境の保全活動を通じ地域社会の発展に貢献している農業者、教育関係機関及びそれらの取組の普及・拡大を支援する自治体、農業団体、流通・消費関係団体、特定非営利活動法人等（以下「活動支援団体」という。）を表彰し、その成果を広く紹介して環境保全と農業に対する国民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化につながる有機農業をはじめとする環境保全型農業の面的拡大に資する。

2 主催団体等

主 催：全国環境保全型農業推進会議

後 援：農林水産省、全国農業協同組合中央会、日本生活協同組合連合会、特定非営利活動法人有機農業技術会議、特定非営利活動法人全国有機農業推進協議会、特定非営利活動法人日本有機農業研究会、全国エコファーマーネットワーク

3 実施期間

平成25年3月から平成26年3月

4 募集分野と対象

（1）募集分野

① 環境保全型農業の分野

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業に関する分野（②に該当するものを除く。）とする。

② 有機農業の分野

化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業に関する分野とする。

（2）対象

① 農業者（一般農業者）

意欲的に経営や技術の改善に取り組み、農村環境の保全を通じて有機農業をはじめとする環境保全型農業の発展に貢献し、創造性があり地域社会の発展に貢献している農業者・農業者集団（農業協同組合の生産部会等を含む）とする。

② 農業者（新規就農者）

①のうち、概ね5年以内の就農者とする。

③ 教育関係機関

有機農業をはじめとする環境保全型農業の発展に貢献する人材を育てる教育関係機関及び同機関の活動グループ等とする。

④ 活動支援団体

農業者・農業者集団との連携・交流を通じ、積極的に有機農業をはじめとする環境保全型農業の普及拡大に貢献する者の取組を支援する活動支援団体（自治体等が運営する③に該当するものを除く）とする。

5 事例の募集と推薦

（1）事例の応募

- ① コンクールに自ら応募しようとする者は、推薦を得ようとする都道府県環境保全型農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は別紙に掲げる全国を区域とする団体（以下「全国団体」という。）に、原則として7月31日までに応募書（様式1）を提出する。

ただし、応募しようとする者の事業又は活動の区域が都道府県の区域を越える場合において、都道府県協議会に提出する場合には、その主たる事務所又はほ場等の活動拠点が存在する都道府県協議会に提出する。

- ② 有機農業をはじめとする環境保全型農業の発展に貢献する農業者等（4の（2）に該当する者、以下「農業者等」という。）を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、推薦しようとする農業者等の同意を得るとともに、取組状況等の情報提供を受けて応募書（様式1）を作成し、都道府県協議会又は全国団体に原則として7月31日までに提出する。

ただし、推薦しようとする農業者等の事業又は活動の区域が都道府県の区域を越える場合において、都道府県協議会に応募書（様式1）を提出する場合には、その主たる事務所又はほ場等の活動拠点が存在する都道府県協議会に提出する。

- ③ 都道府県協議会及び全国団体は、①及び②の6月30日現在の応募状況について、都道府県協議会にあっては各地方ブロックの環境保全型農業推進協議会（以下「地方ブロック協議会」という。）に、全国団体にあっては全国環境保全型推進会議（以下「全国会議」という。）に7月5日までに報告する。
- ④ 地方ブロック協議会は、③により応募状況の報告があったときは全国会議にすみやかに報告する。
- ⑤ 全国会議は、④により報告のあった応募状況の検討を行い、必要に応じ地方ブロック協議会を通じて都道府県協議会又は全国団体に追加募集等の依頼を行う。

（2）事例の推薦

- ① 都道府県協議会は、（1）により応募書（様式1）の提出のあった事例について、書類審査及び必要に応じ現地調査等により精査の上、推薦する事例を決定し4の（2）の①～③に該当する事例については様式2-1に、4の（2）の④に該当する事例については様式2-2に取りまとめ、応募書（様式1）及び様式3を添付し、10月31日までに地方ブロック協議会に推薦する。
- ② 全国団体は、（1）により応募書（様式1）の提出があった事例について、書類審査及び必要に応じ現地調査等により精査の上、4の（2）の①から③に該当する事例については様式2-1に、4の（2）の④に該当する事例については様式2-2に取りまとめ、応募書（様式1）及び様式3を添付し、意見を付して10月31日までに全国会議に推薦する。
- ③ 地方ブロック協議会は、①により推薦があったときは11月7日までに全国会議に

報告するとともに、①及び④により推薦又は報告があったときは受賞候補順位を含む参考意見を取りまとめ、12月6日までに全国会議に提出する。

また、④による報告があったときは、すみやかに関係する都道府県協議会に連絡する。

- ④ 全国会議は、②により推薦のあった事例について、関係する地方ブロック協議会にすみやかに報告する。
- ⑤ 過去に受賞した事例（大賞（農林水産大臣賞）を除く。）において、取組内容等（新たな取組内容を含む。）に改善が見られる場合は、その点を明確に記入の上、再度応募又は推薦することができる。

6 審査と表彰

- (1) 全国会議は、別紙の審査方法、審査の視点に従って推薦された事例の審査を行い、その後において人物その他の事情を加味した総合的判断を行い、当該事例の表彰の区分を決定する。
- (2) この場合、表彰区分及び表彰数は以下のとおりとする。

| 表彰区分 | | 表彰数 |
|------|------------------|-------|
| 大賞 | 農林水産大臣賞 | 2点以内 |
| 最優秀賞 | 農林水産省生産局長賞 | 6点以内 |
| 優秀賞 | 全国環境保全型農業推進会議会長賞 | 12点以内 |
| 優秀賞 | 全国農業協同組合中央会会長賞 | 2点以内 |
| 奨励賞 | 全国環境保全型農業推進会議会長賞 | 27点以内 |
| 特別賞 | 全国環境保全型農業推進会議会長賞 | 適宜 |

* (注)の大賞及び最優秀賞は、農林水産省承認後に確定。

- (3) 受賞者が法令に違反して刑事罰又は行政処分を受け、有機農業をはじめとする環境保全型農業の模範として相応しくないと認められるときは、その受賞を取り消し、賞状等の返還を求めることがある。

7 その他

- (1) 受賞者については、全国環境保全型農業推進会議又は農林水産省が開催する技術研修会等（シンポジウム等）において事例発表を求めることがある。
- (2) 都道府県協議会、全国団体については、コンクール終了後、環境保全型農業推進コンクールのウェブサイトに掲載する当該事例のPR資料等の提出を求めることがある。

8 スケジュール

| 実施時期 | 都道府県協議会 全国団体・推薦者 | 地方ブロック協議会 | 全国会議 |
|-----------|--|----------------------------------|---|
| 25年 2月 | | | 実施要領の決定 |
| 3月 | 推薦事例の募集(原則 7月31日まで) | (関係機関への募集開 始への広報) | 実施要領の発出 募集開始のHP掲載等 |
| 6月 | 応募状況の中間報告 (地方ブロック協議会 へ応募点数の報告)(7 月5日まで) | 応募状況の把握と報告 (全国会議へ応募点数 の報告) | 応募状況の検討 (応募状況を踏まえた追 加募集の有無の決定) |
| 7月 | 推薦事例の追加募集 (応募数不足の場合の 追加募集) | 推薦事例の追加募集依 頼発出 | 追加再募集の依頼発出 (地方ブロック協議会・ 県協議会・全国団体) |
| 8月 | 推薦事例の審査 (推薦事例の決定) (推薦事例調書の作成) | | |
| 10月～11月 | ブロック協議会への 推薦、推薦調書の提出 (10月31日まで) | 全国会議への推薦調書 の提出(11月7日まで) | 推薦調書等のとりまとめ (審査委員の選定・決定) |
| 12月 | | 全国会議への意見提出 (12月6日まで) | 審査委員への審査依頼 (審査委員による審査) |
| 26年 1月 | | | 審査委員会の開催(1月 中旬) |
| 2月 | | | 受賞者の決定・公表 (全国会議の開催(2月中 旬)) |
| 3月 | | (表彰式(3月)) | 表彰式(3月) |

別紙

1 全国を区域とする団体

実施要領5の(1)の全国を区域とする団体は、日本生活協同組合連合会、特定非営利活動法人有機農業技術会議、特定非営利活動法人全国有機農業推進協議会、特定非営利活動法人日本有機農業研究会、全国エコファーマーネットワーク、その他会長が別に定める団体とする。

2 審査方法

実施要領6の(1)の審査方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査を円滑に進めるため別に審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会は、地方ブロック協議会及び全国団体の意見(実施要領5の②及び③を参考としつつ、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、その結果を全国会議へ報告する。
- (3) 地方ブロックの区分は以下のとおりとする。

| 地方ブロック | 都 道 府 県 |
|----------|--------------------------------|
| 1. 北海道 | 北海道 |
| 2. 東 北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 3. 関 東 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 4. 北 陸 | 新潟、富山、石川、福井 |
| 5. 東 海 | 岐阜、愛知、三重 |
| 6. 近 畿 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 7. 中国・四国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 |
| 8. 九州・沖縄 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

3 審査の視点

実施要領6の(1)の審査の視点は別表のとおりとする。

別表

①環境保全型農業の分野

| | 審査の視点 |
|------------------|--|
| 農業者（一般農業者・新規就農者） | <p>1. 技術・経営・取組姿勢</p> <p>(1)環境に配慮した農業技術を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(2)資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に対する取組を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(3)温室効果ガスの排出の抑制及びこれらに寄与する自然エネルギーの活用、生物多様性の保全等の取組を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(4)耕畜連携・飼料自給率向上の取組を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(5)持続的な環境保全型農業を実践し経営を確立しているものであること。（新規就農者にあつては、経営確立に向けた明確なビジョンをもって経営に取り組んでいること。）</p> <p>(6)新たな知見（先進的な環境保全型農法等）、情報の収集（農業者間の交流、研究活動等）に努めているものであること。</p> <p>2. 周辺等への影響力・普及力</p> <p>(1)創造性があり地域的な影響力をもつものであること。</p> <p>(2)消費者等の環境保全型農業に対する理解と関心の増進に貢献しているものであること（消費者等との交流、食農教育・環境教育への参画等）。</p> <p>(3)耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観の保全等の地域農業資源の保全に寄与しているものであること。</p> <p>(4)実需者等との連携を通じた地場農産物の利用拡大の取組を実践しているものであること。</p> <p>3. その他、環境保全型農業の推進に貢献していると認められる取組を実践しているものであること。</p> |
| 教育関係機関 | <p>1. 技術・経営・取組姿勢</p> <p>(1)環境に配慮した農業技術を導入・実践する取組について、教育を行っているものであること。</p> <p>(2)資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に対する取組の導入・実践について、教育を行っているものであること。</p> <p>(3)温室効果ガスの排出の抑制及びこれらに寄与する自然エネルギーの活用、生物多様性の保全等の取組の導入・実践について、教育を行っているものであること。</p> <p>(4)耕畜連携・飼料自給率向上の取組の導入・実践について、教育を行っているものであること。</p> <p>(5)持続的な環境保全型農業の経営確立について、教育を行っているものであること。</p> <p>(6)新たな知見、情報の収集（農業者等との交流、研究活動等）を教育の中に取り入れているものであること。</p> <p>2. 環境保全型農業推進等への影響力・普及力</p> <p>(1)情報発信に創造性があり新規就農者確保等に向けた地域活動や情報を積極的に発信しているものであること。</p> <p>(2)学習を通じて、消費者等との交流、食農教育・環境教育への参画等をしているものであること。</p> <p>(3)耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観の保全等の地域農業資源の保全に係る学習について、地域への情報発信をしているものであること。</p> <p>(4)学習を通じて、実需者等との連携を通じた地場農産物の利用拡大の活動に取り組んでいるものであること。</p> <p>3. その他、環境保全型農業の推進に貢献していると認められる取組を実践しているものであること。</p> |

| | 審査の視点 |
|--------------------------------------|---|
| 活動支援団体（自治体・農業団体・流通消費関係団体・特定非営利活動法人等） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 生産者等との連携・交流 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境に配慮した農業技術の実践・工夫（技術の開発・普及等）に対して積極的に支援しているものであること。 (2) 資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に対する取組に対して積極的に支援している、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (3) 温室効果ガスの排出の抑制及びこれらに寄与する自然エネルギーの活用、生物多様性の保全等の取組に対して積極的に支援している、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (4) 耕畜連携・飼料自給率向上等の取組に対して積極的に支援している、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (5) 環境に配慮して生産された農産物の消費拡大・取扱拡大に対して積極的に支援しているものであること（環境に配慮して生産された農産物を積極的に取扱うことも含む）。 (6) 農業者等の新たな知見、情報収集活動に対して積極的に支援しているものであること。 2. 地域の環境保全型農業への影響力・普及力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の環境保全型農業の推進について積極的な支援を行っている、又は推進方針・指針の策定等を行っているものであること。 (2) 消費者等の環境保全型農業に対する理解と関心の増進に対して積極的に支援しているものであること（消費者等との交流、食農教育・環境教育の企画・支援）。 (3) 耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観等の地域農業資源保全への積極的な支援を行っている、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (4) 地場農産物の利用拡大への支援に対して積極的な支援を行っている、又は、システムの構築等を行っているものであること（生産者・農業関係団体等と実需者等との連携の促進支援・企画）。 3. その他、環境保全型農業の推進に貢献すると認められる取組を実践しているものであること。 |

②有機農業の分野

| | 審査の視点 |
|------------------|--|
| 農業者（一般農業者・新規就農者） | <p>1. 技術・経営・取組姿勢</p> <p>(1) 化学肥料及び農薬に頼らない有機農業の技術を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(2) 資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に対する取組を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出の抑制及びこれらに寄与する自然エネルギーの活用、生物多様性の保全等の取組を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(4) 飼料自給率向上を実践・工夫しているものであること。</p> <p>(5) 有機農業を実践し経営を確立しているものであること（新規就農者にあつては、経営確立に向けた明確なビジョンをもって経営に取り組んでいること）。</p> <p>(6) 新たな知見（先進的な農法等）、情報の収集（農業者間の交流、研究活動等）に努めているものであること。</p> <p>2. 周辺等への影響力・普及力</p> <p>(1) 創造性があり地域的な影響力をもつものであること。</p> <p>(2) 消費者等の有機農業に対する理解と関心の増進に貢献しているものであること（消費者等との交流、食農教育・環境教育への参画等）。</p> <p>(3) 耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観の保全等の地域農業資源の保全に寄与しているものであること。</p> <p>(4) 実需者等との連携を通じた地場の有機農産物の利用拡大の取組を実践しているものであること。</p> <p>3. その他、有機農業の推進に貢献していると認められる取組を実践しているものであること。</p> |
| 教育関係機関 | <p>1. 技術・経営・取組姿勢</p> <p>(1) 化学肥料及び農薬に頼らない有機農業技術を導入・実践する取組について、教育を行っているものであること。</p> <p>(2) 資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に対する取組の導入・実践した取組について、教育を行っているものであること。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出の抑制及びこれらに寄与する自然エネルギーの活用、生物多様性の保全等の取組の導入・実践した取組について、教育を行っているものであること。</p> <p>(4) 飼料自給率向上の取組の導入・実践について、教育を行っているものであること。</p> <p>(5) 持続的な有機農業の経営確立について、教育を行っているものであること。</p> <p>(6) 新たな知見、情報の収集（農業者等との交流、研究活動等）を教育の中に取り入れているものであること。</p> <p>2. 有機農業推進等への影響力・普及力</p> <p>(1) 情報発信に創造性があり新規就農者確保等に向けた地域活動や情報を積極的に発信しているものであること。</p> <p>(2) 学習を通じて、消費者等との交流、食農教育・環境教育への参画等をしているものであること。</p> <p>(3) 耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観の保全等の地域農業資源保全に係る学習について、地域への情報発信をしているものであること。</p> <p>(4) 学習を通じて、実需者等との連携を通じた地場の有機農産物の利用拡大の活動に取り組んでいるものであること。</p> <p>3. その他、有機農業の推進に貢献していると認められる取組を実践しているものであること。</p> |

| | 審査の視点 |
|--------------------------------------|--|
| 活動支援団体（自治体・農業団体・流通消費関係団体・特定非営利活動法人等） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 生産者等との連携・交流 <ol style="list-style-type: none"> (1) 化学肥料及び農薬に頼らない有機農業技術の実践・工夫（技術の開発・普及等）に対して積極的に支援しているものであること。 (2) 資源循環（家畜排せつ物、稲わら、食品残さ等）及び地域資源の活用に対する取組に対して積極的に支援している、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (3) 温室効果ガスの排出の抑制及びこれらに寄与する自然エネルギーの活用、生物多様性の保全等の取組に対して積極的に支援している、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (4) 飼料自給率向上等の取組に対して積極的に支援している、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (5) 有機農産物の消費拡大・取扱拡大に対して積極的に支援しているものであること（有機農産物を積極的に取扱うことも含む）。 (6) 農業者等の新たな知見、情報収集活動に対して積極的に支援しているものであること。 2. 地域の環境保全への影響力・普及力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の有機農業の推進について積極的な支援を行っている、又は、推進方針・指針の策定等を行っているものであること。 (2) 有機農業の特色や有機農業者の取組姿勢を発信することなどを通じて、消費者等の有機農業に対する理解と関心の増進に対して積極的に支援しているものであること（消費者等との交流、食農教育・環境教育の企画・支援）。 (3) 耕作放棄地や遊休農地等の解消、多面的機能や景観等の地域農業資源の保全への積極的な支援を行っている、又は、システムの構築等を行っているものであること。 (4) 地場の有機農産物の利用拡大への支援に対して積極的な支援を行っている、又はシステムの構築等を行っているものであること（生産者・農業関係団体等と実需者等との連携の促進支援・企画）。 3. その他、有機農業の推進に貢献すると認められる取組を実践しているものであること。 |